

大山町道の駅電気自動車急速充電設備更新事業及び維持管理業務公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月 大山町まちづくり課

1. 目的

平成23年度に設置し、老朽化が進んでいる道の駅『大山恵みの里』電気自動車急速充電設備を入れ替えることにより、継続的に電気自動車の普及を図ることを目的とする。

2. 本業務の概要

(1) 業務の名称

- ① 大山町道の駅電気自動車急速充電設備更新事業
- ② 大山町道の駅電気自動車急速充電設備維持管理業務

(2) 業務内容 別に定める「仕様書」のとおり

(3) 選定方法 公募型プロポーザル

(4) 契約方法 随意契約

(5) 委託期間

① 契約締結日から令和7年3月31日

② 利用開始日から起算して5年間

(6) 提案上限額

① 751,300円（消費税及び地方消費税を含む）

※②については、一切の費用を事業者の負担とする

(7) 契約保証金 免除とする

(8) 担当部署 大山町役場 まちづくり課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328

電話 0859-54-5202（直通）

電子メール machi@town.daisen.lg.jp

3. プロポーザルに係る日程

- | | | |
|---------------------------|--------------|--------|
| (1) 募集公告 | 令和6年6月 4日（火） | |
| (2) 参加申請及び企画提案に係る質問受付期限 | 令和6年6月11日（火） | 午後5時必着 |
| (3) 参加申請及び企画提案に係る質問回答（随時） | 令和6年6月12日（水） | |
| (4) 参加資格申出書提出期限 | 令和6年6月18日（火） | 午後5時必着 |
| (5) 参加資格審査結果通知日 | 令和6年6月21日（金） | |
| (6) 企画提案書受付期限 | 令和6年6月28日（金） | 午後5時必着 |
| (7) 審査日 | 令和6年7月 1日（月） | （予定） |
| (8) 選定結果通知日 | 令和6年7月 3日（水） | （予定） |

4. プロポーザル参加資格

- (1) 大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年大山町告示第58号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。
- (5) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体でないこと。
- (6) 当該団体又はその代表者が、大山町税を滞納している団体でないこと。

5. 業務に関する質問について

- (1) 質問方法 電子メールでのみ受け付ける。「質問・回答書（様式4）」を使用すること。
- (2) 提出先 大山町役場 まちづくり課長 宛
電子メール machi@town.daisen.lg.jp
- (3) 提出期限 令和6年6月11日（火） 午後5時必着
- (4) 回答方法 大山町ホームページにて公表する。
- (5) 回答期日 令和6年6月12日（水） 予定

6. 企画提案参加申出書の提出について

(1) 企画提案参加申出書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。なお、様式を指定する書類は、本町ホームページからダウンロードすること。

- (ア) 企画提案参加申出書（様式1）
- (イ) 会社概要書（様式2）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (エ) 直近の事業年度の財務諸表その他団体の財務状況を明らかにすることができる書類
- (オ) 税（国税、県税及び市町村税）の未納がない証明書
- (カ) 誓約書（様式3）

(2) 申出書の受付期間等

- (ア) 受付期限 令和6年6月18日（火） 午後5時必着
- (イ) 提出先 大山町役場 まちづくり課
- (ウ) 提出方法 持参、郵送（配達記録証明付き）又は宅配便
郵送（配達記録証明付き）又は宅配便の場合は、事前に担当部署に連絡することとする。

(3) 参加資格審査

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書（様

式5)」を電子メールにて応募者に通知する。

7. 企画提案書の提出について

本業務のプロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。なお、提出書類の様式は、いずれも問わない。

- (1) 提出書類 企画提案書（別に定める「企画提案書作成要領」のとおり）
- (2) 提出部数 8部
- (3) 提出期限 令和6年6月28日（金） 午後5時必着
- (4) 提出先 大山町役場 まちづくり課
- (5) 提出方法 持参、郵送（配達記録証明付き）又は宅配便
郵送（配達記録証明付き）又は宅配便の場合は、事前に担当部署に連絡することとする。

8. 企画提案書の審査について

別に定める「審査要領」に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者選定する。なお、採点結果は公表しない。

- (1) 審査日 令和6年7月1日（月）（予定）
- (2) 審査を行う者 別に定める「プロポーザル審査委員会 委員」

9. 審査結果の通知

審査実施後、委託候補者を特定し、審査に参加した者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式6）を送付する。なお、その通知日は、令和6年7月3日（水）を予定する。

10. プロポーザルの無効について

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案参加申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が「4. プロポーザル参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 別に定める「仕様書」の要件に該当しないもの

11. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書の内容は、本業務以外には使用しない。
- (3) 提出期間終了後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。
- (5) 本業務の遂行に関する書類は、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間は保存すること。